

ていた事実に鑑みますと、正式決定の前に会見するというのは手続軽視の側面がないとは言えないと思います。

○吉川沙織君 立憲民主党の吉川沙織でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

この度、延長、再延長、再々延長と三回の延長を経て、残された十八都道府県のまん延防止等重点措置を全て解除するという国会報告でございましたが、今回の解除を決定する会議体はどこであるか、まず確認させてください。

○国務大臣（山際大志郎君） 最終的には、この後に開かれるコロナ対策本部、総理をヘッドにしております、そこで決定するということになつております。

○吉川沙織君 今大臣から御答弁いただきましたとおり、今の冒頭の国会報告でもありましたが、政府対策本部、正式名称は特措法第十五条第一項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部で決定をされるということになります。

しかしながら、昨晩、総理は会見をなさいました。これまで正式な決定の後、記者会見等をし

れども、その議事録を読むと、今年に入つてからの基本的対処方針分科会はこれまでと違つて、政

府の諮問案に明確に反対をされている方が場合によつては複数いらっしゃいました。ですので、反対が出る傾向があるにもかかわらず決定前に総理が会見をするというのは手続的にどうなのかなどいうのもあつて、先ほどお伺いした次第です。

その直近公表されている二月十八日の分科会では、オミクロン株に関して、まん延防止等重点措置の法的根拠に対する疑義が複数の委員から出されました。法改正も視野に入れた方がいいんじやないかとか、基本的対処方針全体を見直した方がいいんじやないかとか、こういう意見も出ましたので、それでしたら、立法府、行政監視機能を担う国会として、これらは重大な関心事項にもなります。

ですので、このような議論を共有した上で報告や質疑をこの場で行わせていただくことが、国会

いただいたと思っておりますが、議論の中では、お二人ほど消極的に賛成をするというような方がいらしたということでござります。

○吉川沙織君 お二人ほど消極的賛成という方がいらっしゃったということでございますが、今日現在、最近の基本的対処方針分科会の議事録、公表されているのは二月十八日までの分なんですが

新基準に基づくものであると考えますが、これまでの措置について効果検証しないわけにはいかないと思います。

第五波と今回の第六波で大きく違うのは、例えば、これまで学校や保育園、高齢者施設で多数のクラスターが発生していましたが、今回は発生しました。営業時間短縮が飲食店でのクラスター発生を抑制した側面はあつたとしても、今回二か月にわたって規制を続ける必要があつたかについて納得が得られたかといえば、言い難いと思います。また、学校や高齢者施設の機能を維持した上で行うべき感染防止対策も、これまでとの違い、さつきも答弁なさつていましたけど、マスク、三密避ける、手洗い、換気ですでの、個人や各施設の自主的な取組に委ねていると言わざるを得ません。

そこで、今回解除されるということは、一旦高止まりしていても落ち着いたとの判断に基づかれるものだと思いますので、今回の飲食店の営業時間短縮の有効性について政府として検証してはいかがかと思うんですが、するべきかしないでおくべきか、お考えがあればお聞かせください。

○国務大臣（山際大志郎君） まず、丁寧な御報告を申し上げた上できちんと国会で議論をしなくてはいけないと、おっしゃるとおりだと思います。もちろん、この機会を使わせていただくのもそう

ですし、その他予算委員会を始め様々な場所で取り上げていただいて、そこで議論は尽くしてきましたつもりでございますけれども、より丁寧な情報発信はしなくてはいけないということを改めて思いました。それも心掛けたいと思います。

その上で、このまん延防止等重点措置で飲食店に対する措置というものがどうであつたかという検証は、これでも、当然、読んでいただいたように、そこに対する御意見も相当出ておりますので、我々としてはやらなくてはいけないと思っています。

なので、不斷にそういうことは続けていくわけでございますけれど、一つのことで感染が制御できるということではありませんので、それだけが効いた、それだけが効かなかつたという、そういう分析にはなかなかづらいのかなと、議論をずっと聞いていてそう思いますけれど、分析は不斷に行つていかなくてはいけないとと思うし、やろうと思います。

○吉川沙織君 是非お願いしたいと思います。客観的指標とかいう答弁をよくなさつていますけれども、例えば二月三日の基本的対処方針分科会でも意見出ていました。重点措置の対象地域と同様の流行があるが重点措置を実施していない県、例えば愛媛県についての比較検証をしてはいかがでしょうかと、こういう意見がありました。ここ

ですと、例えばまん延防止等重点措置を実施した県とそうでない県の新規感染者数の推移ですとか病床使用率の推移というのは、確実に数字として取れると思います。

こういったものを、措置を行つた、しなかつたところで比較検証というのはできて、本当に今回のまん延防止等重点措置が効果があつたのかなかつたのかという測りやすい指標だと思うんです。こういったものはなさいませんでしょうか。

○国務大臣（山際大志郎君） これはあえて、御批判を受けるかもしませんが、条件をそろえて

様々なことをやらないと確かな分析にはならないというのは、これは当然でございますから、その条件をそろえるということが実社会においてできるかというと、できないわけなんですね。

ですから、やつたところとやれなかつたところとという比較は、当然参考になりますからやります。やりますが、やつたところの条件とやらなかつたところの条件を一緒にすることはできませんので、それが本当に分析結果として、検証結果として科学的に正しいものであるかという評価をするのは相当難しいと思うんです。

ただし、比べることは必要ですし、やれますから、そういうことも含めて専門家の皆様方は日々分析してくださつてますので、それも否定せず

に、そういう分析も踏まえて、様々次につなげら

れることはやりたいと思います。

○吉川沙織君 結局、専門家の方とかいろんな方が今回のまん延防止等重点措置の効果は少ないんじゃないのかとか薄いんじゃないかと言われるのには、やはりこれをやつたから確実に減つたというのが見えないからであって、そこに納得感が生まれさえすればメッセージ性も強くなると思いますので、そもそも効果検証するときに、どの指標を客観的なデータとして使うのか、何を分析するのかということも大事だと思いますので、是非、こ

の一旦落ち着いたと判断しての解除だとこちらとしては判断していますので、しつかりやつていただきたいたと思います。

そこで、解除するにしても、これから年度末迎えます。去年は三月十八日に一回目の緊急事態宣言、去年一回目の緊急事態宣言の解除の報告をこの場所で受けました。でも、四月二十三日、一ヶ月後にはまた発出の国会報告をこの場で受けました。そうならないように、政府や専門家の方々が発出するメッセージの内容というのは非常に大事になると思います。

基本的対処方針分科会の中でも議論あつたところですが、ピークアウトという言葉についてです。ピークアウトは人によって捉え方が異なりますので、この言葉を強調するべきではなく、資料としては使っていないこと等が議事録に残されていま

す。まん延防止等重点措置の適用を初めて議論した一年前も、まん延防止等重点措置のことをまん防と呼ぶのはいかがなものかという議論がこの場所であつて、政府の発し方も、報道の報じ方も変わりました。

ですので、このピークアウトという言葉は、人によつて物すごく捉え方が違うし、間違つたメッセージにもなりやしないかと思うので、その辺気を付けてやるべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣（山際大志郎君） 言葉が独り歩きするには注意しなくてはいけないと、そのとおりだと思います。ですので、どういう表現を使うかということによってどう皆さんにとらわれるかということを意識しながら政府は言葉を使わなきやいけないと思います。

そのピークアウトという概念が決まつたものがないという御指摘はきちんと受け止めた上で、正しく、事実に基づいて、今こういう状況ですという丁寧な説明を心掛けたいと思います。

○吉川沙織君 専門家の側の方は、やはりこのピークアウトという言葉が独り歩きしないかとかおつしやつているんですけど、結局、記者会見で聞かれたらそれについて答えざるを得ないので、また間違つたメッセージになる。それが安心感を生みやしないかということもありますので、是非政

府の側から発していただく際は気を付けていただければと思っています。

先ほども申し上げましたけれども、去年一回目の緊急事態宣言の解除の報告は三月十八日、次、四月二十三日にこの場で報告を受けました。もう二度とそういうことを繰り返したくはないですし、この場で、まん延防止等重点措置であつても緊急事態宣言であつても、もう繰り返してはならないという思いがあります。

ただ、憂慮はしています。本当にこの高止まり状態でいいのかどうかしつかり見ていきたいと思いますが、証拠に基づく政策立案というのを今のが掲げていますので、それに基づく効果検証をしつかりしていただきことをお願い申し上げまして、これからも立法府の側からしつかり見ていきたいと思います。

ありがとうございました。